

# 2013年農作業安全ポスター・デザインコンテスト実施要領

## 1. 表彰行事の名称

2013年農作業安全ポスター・デザインコンテスト

## 2. 目的

毎年、約400件の農作業死亡事故が発生し続けている状況の中で、農作業事故防止に向けた対策を強化し、事故件数を減少に転じさせることが喫緊の課題となっている。

このため、農作業安全に対する国民意識の醸成及び効果的な推進を図ることを目的とした農作業安全ポスター・デザインコンテストを開催することとし、優秀な作品についてこれを表彰するとともに、農林水産大臣賞受賞作品については、秋の農作業安全確認運動のポスター・デザインに採用する。

## 3. 実施主体

農林水産省、(株)日本農業新聞

## 4. 表彰点数

農林水産大臣賞	1点(賞状、全国に掲示するポスター・デザインとして採用)
生産局長賞	1点(賞状)
日本農業新聞賞	1点(賞状)

## 5. 応募要件

テーマ

『一人ひとりが主役 広げよう！安全確認』

ポスターを目にした人が農作業安全に改めてしっかり取り組もうと感じるポスター・デザインを募集する。

- ① 日々の農作業を事故のないよう注意して安全に行っている様子
- ② 地域みんなで農作業事故を防止する取組を行っている様子
- ③ 農作業死亡事故で最も多いトラクターについて、転落・転倒事故への注意、安全キャブ・安全フレーム付きのトラクターの使用等を呼びかけるもの
- ④ 農業者の農作業安全に対する意識を向上させるもの など

※農林水産大臣賞受賞作品は秋の農作業安全確認運動のポスター・デザインに採用しますので、デザインの季節にご留意ください。

募集対象

絵画・イラスト・CG・写真などの平面作品

応募資格

制約なし

応募点数

制限なし (ただし、作品1点につき、必ず応募用紙1枚を記入すること)

作品サイズ

応募作品は必ず「A4サイズ・タテ」で応募すること。なお採用された作品は「A2サイズ・タテ」で印刷・掲示しますのでA2判で印刷されることを想定したデザインにすること。

## 6. 応 募

応募しようとする者は、応募作品とともに別紙の応募用紙に必要事項を記入し、応募用紙を作品の裏に貼り付けて、農林水産省生産局農産部技術普及課へ平成25年5月31日（金）までに提出するものとする。

## 7. 審 査

表彰の候補を適正かつ円滑に選定するため、農作業安全対策に関し学識経験等を有する委員等で構成する審査委員会を設置する。

審査委員会の委員は、農林水産省生産局長が委嘱するものとする。審査委員会の長（以下「委員長」という。）は、委員の互選によりこれを定める。

審査委員会は、コンテストの応募テーマに照らして審査し、表彰の候補を選定する。

その他、審査委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が定めるものとする。

## 8. 表彰作品の活用

農作業安全対策の推進に資するため、農林水産大臣賞受賞作品については秋の農作業安全確認運動のポスター・デザインとして採用する。

また、受賞作品については、農林水産省のホームページや日本農業新聞紙面に掲載するなど、広く紹介するものとする。

## 9. 注意事項

- ・ 応募に際して事実関係の誤認を含む作品や、誤った表現に注意すること。
- ・ 応募は未発表のオリジナル作品に限る。応募者は応募作品に関して、知的財産権など第三者の権利を侵害するものでないこと。第三者の知的財産権を侵害する疑いのある作品については、審査結果後であっても受賞を取り消すことがある。
- ・ 入賞作品の著作権に関する権利（著作権法第27条および第28条に定められる権利を含む）は農林水産省に帰属するものとする。
- ・ 応募作品について、著作権等による争議が生じた場合、農林水産省は一切責任を負わない。
- ・ 写真を使用し、人物が被写体となっている場合、あらかじめ被写体の方の承諾を得て応募すること。
- ・ 作品は折り曲げたり丸めたりせずに送付すること。
- ・ ポスター作成の際、受賞者と相談の上、オリジナリティを損なわない程度に修正・補作することがある。
- ・ 審査状況や審査結果に関するお問い合わせには応じられない。
- ・ 応募作品の返却は行わないこととする。